

許可番号：盛岡市指令 3 保生第1-97 号  
整理番号

# 営業許可証

営業者住所 岩手県大船渡市立根町字細野23番地3

営業者氏名 株式会社アトラス  
代表取締役 佐々木 高 徳

法人の場合は、その名称及び住所

令和3年 6月 21日付けで申請のあった営業については、  
食品衛生法（昭和22年法律第 233号）第55条第1項の規定により、次のとおり許可します。

許可年月日： 令和3年 6月 23日

盛岡市保健所長 矢野 亮 佑



## 記

- 営業の所在地 盛岡市内一円
- 営業の種類 ① 飲食店営業
- 営業所の名称  
屋号又は商号 アトラスキッチン
- 有効期間 令和3年 6月 23日から令和8年 6月 25日まで

### 備考

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して書面をもって審査請求をすることができます。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。